

■ 証明書の再交付について (紛失、氏名変更など)

- ・ 接種後 10 年以内であれば、接種した検疫所で再交付申請ができます。
- ・ 収入印紙による交付手数料が別途必要となります。
- ・ なお、10 年以上前に接種した証明書を所持しており、記載事項の変更を希望する方はお問い合わせください。

平成 27 年 9 月 30 日以前に予防接種を受けた方

[再交付申請書（那覇検疫所）](#)

[記入例（那覇検疫所）](#)

平成 27 年 10 月 1 日以降に予防接種を受けた方

[再交付申請書（那覇空港検疫所支所）](#)

[記入例（那覇空港検疫所支所）](#)